

小萱チェリークリークカントリークラブ 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本クラブは、小萱チェリークリークカントリークラブ（以下、「クラブ」という。）と称する。

第2条 (目的)

クラブは、株式会社アコーディア・ゴルフ（以下会社という）が岐阜県可児市久々利奥小栗に所有するゴルフ場およびその付帯施設（以下、「施設」という。）を利用して会員の健康増進を図り、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (経営管理)

会社は、クラブが前条の目的を達するための社交組織であることを踏まえ、クラブの経営管理、維持および運営並びにこれらに付随するクラブの管理事務を行う責任と権限を有するものとする。

第4条 (事務所)

クラブの事務所は施設内におく。

第2章 会員

第5条 (会員の種類)

1. クラブの会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

(2) 会社が別に定める会員

2. 前項のクラブ会員は会社が別紙1または別紙2に定める手続により会員の資格を承認した個人または法人名義人で、名義人が個人の場合を個人会員、法人の場合を法人会員という。

3. 法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙1から別紙3に定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。（但し、会社が無記名での利用を認める会員を除く。）

第6条 (会員の権利)

1. 会員は、その種類に応じて次にあげる日（但し、会社が定める施設の休業日を除く）の営業時間内に、会社が別に定める条件で、施設を優先的に利用することができる。

(1) 正会員：全日

(2) その他の会員利用は、別に定める。

２．会員は、会社が別に定める条件でクラブが開催する競技会その他の行事に参加することができる。（但し、会社が無記名での利用を認める会員を除く。）

３．会員は、会社が別に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。

４．会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況などの合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。

第 7 条 （会員の義務）

１．会員は、会社が別に定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。なお、会員は年会費の 1 か年分を第 2 7 条 1 項に定める対象期間（以下、「対象期間」という。）が始まる前日までに支払うものとし、会員が対象期間の途中で会員資格を喪失した場合でも、会社は年会費を返還しないものとする。

２．対象期間の途中に入会した会員が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を 1 2 で除した額に、入会月の翌月から当該年の 1 2 月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

３．会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が別に定める利用料金を利用当日に支払うものとする。

４．会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、その旨を会社へ遅滞なく連絡し、会社が別紙 4 に定める手続を行うものとする。

５．会員は、会員資格を第三者に行使させてはならないものとする。

６．会員は、本会則、クラブの諸規則、施設の利用約款、その他エチケット、マナーを遵守し、会社および理事会の決定事項に従うものとする。また、クラブの秩序を乱し、またはクラブもしくは会社の名誉を毀損する行為を行わないものとする。

第 8 条 （反社会的勢力等追放）

１．会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）のクラブへの入会および施設の利用を認めないものとする。

２．会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第 9 条 （入会）

１．クラブに入会しようとする者は、会社が別紙 1 または別紙 2 に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。

２．前項の承認を得た者は、会社が別に定める入会金または名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの入会手続の完了後に会員登録を行う。

３．入会金および名義変更料は、返還しないものとする。但し、相当な事由があると認められる場合には、その一部を返還するものとする。

４．本会則は、会員と会社との間の会員契約の一部を構成するものとする。

第10条 （入会資格審査）

1. 会社は、入会希望者について、入会を承認するか否かについてその裁量により審査を行う。
2. 会社は、入会希望者について次の各号に定める事由があるときは、当該入会希望者のクラブへの入会を承認しないことができるが、入会不承認事由はこれらに限られない。
 - ①他クラブで除名または会員資格の停止もしくはそれに類する処分を受けたことがある。
 - ②入墨、タトゥーをしている。但し、入墨やタトゥーがクラブの円滑な運営に支障がないと会社が判断する場合を除く。
 - ③過去5年以内に破産手続開始決定を受けている。
 - ④クラブの品位を傷つけ、名誉を毀損し、または秩序をみだすおそれがある。
 - ⑤前各号に準ずる者その他クラブの円滑な運営に支障があると会社が判断する者。
3. 資格審査は非公開で行われ、審査内容はいかなる場合といえども公表しない。

第11条 （会員資格の停止、除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、会社または理事会は、会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。

- （1）本会則、クラブの諸規則または施設の利用約款に違反したとき。
- （2）クラブもしくは会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。
- （3）年会費その他諸料金の支払を怠り、催告を受けるもその後1ヶ月以内に支払いのないとき。
- （4）会員が反社会的勢力等と判明したときまたは反社会的勢力等であると合理的に疑われるとき。
- （5）会員が反社会的勢力等と認められる者を同伴または紹介したとき。
- （6）会社に対し不当な請求をするなどクラブの本旨に反する行為をして会社と係争関係になったとき。
- （7）その他会員として不適格な事由に該当するとき。

第12条 （会員資格の喪失）

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- （1）退会
- （2）除名
- （3）法人会員であって、その法人が解散したとき（合併等の会社組織再編行為による解散を除く。）
- （4）死亡
- （5）会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続きが完了したとき

第13条 （会員契約の解除）

1. 会社との間の会員資格に関する契約（本規約および会社が別に定める条件を含むが、これらに限られない。）（以下、「会員契約」という。）上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は当然に終了する。

- (1) 前条第1号から第2号の事由が発生したとき。
 - (2) 法人会員について、清算手続が終了したとき。
 - (3) 個人会員について、相続開始後2年が経過しても第18条第2項および第3項に定める手続が完了しないとき、または同条第5項に定める譲渡手続が完了しないとき。
2. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員契約を解除することができるものとする。
- (1) 会社更生または民事再生等の法的再建手続が開始されたとき。
 - (2) 破産または特別清算等の法的清算手続が開始されたとき。
 - (3) 会員が年会費の支払いを怠り、その未払い額が3年分に達したとき。
 - (4) 会員に対する諸通知が継続して3年間に達しないとき。この場合、第28条の規定は適用しない。

第14条 (休会手続)

1. 個人会員が次の各号の一にでも該当する場合、会社が別紙5に定める手続に従って会社の承認を得てクラブを休会（以下、「休会」という。）することができる。但し、法人会員および年会費の未払がある個人会員は休会できないものとする。
- ①病気または怪我により、一時的に施設の利用が著しく困難となった場合。
 - ②施設から150km圏外への転居により、施設の利用が困難となった場合。
2. 前項による休会の期間（以下、「休会期間」という。）は、前項に基づく休会申出日後に最初に到来する年会費基準日から会員が休会の撤回を会社に申し出る日までとする。
3. 休会中の年会費については会社が別に定める休会年会費を支払うものとする。
4. 休会期間中であっても、会員は会社への申出により休会を撤回することができる。
5. 休会期間中、会員は、会員として施設を利用できない。会員が休会期間中に施設を利用する場合は、ビジターと同様の取扱いとする。

第15条 (退会) 会員がクラブを退会しようとするときは、会社が別紙6に定める手続をしなければならない。

第16条 (登録者の変更)

1. 法人会員は、会社が別紙3に定める手続に従って会社の承認を得て、登録者を変更することができる。
2. 前項の承認を得た法人会員は、会社が別に定める登録者変更料を支払うものとする。会社は、これらの登録者変更の手続完了後に登録者の変更登録を行う。

第17条 (権利の譲渡)

1. 会員は、会社が別紙2に定める手続に従って当該会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。但し、一身専属かつその資格を譲渡・贈与・相続することのできない終身契約により入会した会員は除く。
2. 会員契約上の地位を譲り受けた者は、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得てクラブに入会を申し込むことができる。

3. 前項の承認を得た譲受人は、会社が別に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの名義変更手続の完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した譲受人は、本会則に定める譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
5. 会社は、権利の譲渡による名義変更手続を一定期間停止することができる。

第18条 （権利の相続）

1. 個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
2. 相続人がクラブへの入会を希望する場合、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。但し、相続人が複数の場合は、会社の承認を得るにあたり、会員契約上の地位を相続人の一人に集約しなければならない。
3. 前項の承認を得た相続人は、会社が別に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの名義変更手続の完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した相続人は、本会則に定める被相続人の権利義務のすべてを承継する。
5. 相続人がクラブへの入会を希望しない場合、または会社の承認が得られない場合、相続人は前条の規定を準用し、会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。

第19条 （その他の権利承継）

法人会員は、合併または会社分割等の会社組織再編行為により別法人に権利義務を包括承継させた場合、会社が別紙4に定める手続に従って当該別法人に対し会員契約上の地位を承継させることができる。

第3章 役員

第20条 （役員）

1. クラブに次の役員をおく。

理事長 1名

理事 若干名

2. 理事長が必要と認めた場合、前項以外の役員をおくことができる。

第21条 （役員の選任）

理事長および理事は、会社が選任し委嘱する。

第22条 （役員の任期等）

1. 役員はすべて名誉職（無給）とする。
2. 役員の任期は就任の日から2年間とし、再任を妨げないものとする。但し、任期満了の場合、後任の役員が委嘱されるまでの間、前任者は職務を遂行するものとする。
3. 補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

第23条 （理事長）

1. 理事長は、クラブを代表して会務を統括する。
2. 理事長は、毎年1回定時理事会を、また必要に応じて臨時理事会を招集し、理事会の議長となる。
3. 理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位に従って他の理事が理事長の職務を代行する。

第24条 （理事会）

1. 理事会は理事長および理事をもって構成し、理事長を含む理事の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。
2. 理事会の決議は、理事長を含む出席理事の過半数（委任状を含む。）で決する。なお、可否同数の場合は議長 がこれを決する。
3. 理事長が理事会開催の必要がないと認めた場合は、書面により決議することができる。
4. 理事会は、本会則に定める事項および会社から諮問を受けた次の事項につき決議するものとし、会社に意見を述べるものとする。
 - （1）クラブの運営に関する基本事項
 - （2）クラブの運営に必要な諸規則の制定および改廃に関する事項
 - （3）各種委員会に関する事項
 - （4）その他クラブの運営に必要と認められる事項
5. 理事会の議事については議事録を作成するものとし、議長は、出席者のうちから議事録署名人2名を指名し、当該署名人は、議事録に署名または記名捺印するものとする。

第25条 （委員会）

1. 理事会は、クラブの運営に関して必要に応じてクラブに各種分科委員会をおくことができる。
2. 前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。
3. 委員長、副委員長および委員の任期は、その就任の日から理事の任期の終期と同一とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。

第4章 補則

第26条 （個人情報の取扱い）

1. 会社は、公表しているプライバシーポリシーに基づいて、会員の個人情報を取扱うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、会員が会員契約代行者（以下、「代行者」という。）を介して保有会員権の第三者 への譲渡を希望する場合、会員は、会社が代行者から照会を受けた当該会員の個人情報を代行者に開示することにつきあらかじめ同意する。

第27条 （年会費）

1. 年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。
2. 年会費の請求方法、支払期限、支払方法その他詳細については、会社が別に定めるものとする。

第28条 （通知）

会社が会員契約に関する各種通知を会員の届け出た住所宛に発信したにもかかわらず、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、当該通知の発信日の翌日をもって当該会員に到達したものとみなす。

第29条 （本会則の改訂）

会社は、本会則の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、会社のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとする。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとする。

付則

第30条 本会則は2027年1月1日から改定施行する。